

産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託契約書

収 入 印 紙

委託業務名： _____

排出事業者： _____ (以下「発注者」という。) と、

収集・運搬及び処分業者： _____ (以下「受注者」という。) は、

発注者の事業場： _____ から排出される産業廃棄物の処
分に関して次のとおり契約を締結する。

第1条 (法の遵守)

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたっては、この契約書及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

(受注者の事業範囲)

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市：	_____
許可の有効期限：	_____
事業範囲：	_____
許可の条件：	_____
許可番号：	_____

◎処分に関する事業範囲

〔産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市：	_____
許可の有効期限：	_____
事業区分：	_____

産業廃棄物の種類： _____
 許可の条件： _____
 許可番号： _____

(委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

発注者が、受注者に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。

◎収集運搬に関する種類、数量及び委託単価

種類： _____
 数量： _____ トン(予定数量)
 単価： _____ 円(トン当たり消費税込み)

◎処分に係る種類、数量及び委託単価

種類： _____
 数量： _____ トン(予定数量)
 単価： _____ 円(トン当たり消費税込み)

(輸入廃棄物の有・無)

輸入廃棄物：無

(処分の場所、方法及び処理能力)

受注者は、発注者から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称： _____
 所在地： _____
 処分の方法： _____
 施設の処理能力： _____

(※記入上の注意：当該産業廃棄物に係る処分又は再生の場所が複数である場合は、その場所ごと、全ての場所を記載すること。)

(最終処分の場所、方法及び処理能力)

発注者から、受注者に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

(積替保管)

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

第3条 (監督員)

発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知する。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員はこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

- (1) 本契約の目的達成のための受注者又は受注者の業務責任者に対する業務に関する指示
- (2) 設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議
- (4) この契約の履行状況の調査

3 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行われなければならない。

第4条 (業務責任者)

受注者は、委託業務履行に当たり次の業務を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

- (1) 作業員の指導監督及び委託業務処理
- (2) 委託業務履行に関する発注者との業務連絡及び調整
- (3) その他本契約の目的達成に必要な事項

2 発注者は、委託業務の履行に関する指示等は業務責任者に対して行うものとする。

第5条 (業務実施計画書)

受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて業務実施計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務実施計画書を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 業務実施計画書は、この契約に関する業務の実施に関する次のことについて計画し作成したものとする。

- (1) 収集・運搬・処分、中間処理及び再生利用の方法に関すること。
- (2) 業務履行における発注者、受注者との連絡・調整に関すること。
- (3) 産業廃棄物と電子マニフェストの登録に関すること。
- (4) 発注者が示す産業廃棄物の排出計画への対応に関すること。
- (5) 災害、事故その他緊急時における業務対応に関すること。
- (6) その他この業務を適正に実施するために必要な事項

第6条（産業廃棄物管理票）

本業務における産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、電子マニフェスト（JWNET）により運用するものとする。

第7条（適正処理に必要な情報の提供）

1 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (2) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (3) 混合等により生ずる支障
- (4) その他取扱いの注意事項

2 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ受注者と協議のうえ定めることとする。

3 発注者は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、受注者に引き渡すものとする。（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」参照）

4 発注者は、委託する産業廃棄物の電子マニフェストの入力事項は正確にもれなく入力し、虚偽又は入力漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止し電子マニフェストの修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。

5 発注者は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査

機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を受注者に提示する。

産業廃棄物の種類： _____

提示する時期又は回数： _____

第8条（発注者、受注者の責任範囲）

1 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 受注者が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し発注者に負担させない。

3 受注者が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、発注者において賠償し、受注者に負担させない。

4 第1項の業務の過程において受注者に損害が発生した場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、発注者が受注者にその損害を賠償する。

第9条（再委託の禁止）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第10条（義務の譲渡等）

受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第11条（委託業務完了報告）

受注者は、マニフェストに基づき、毎月末に当月処理した産業廃棄物量について委託業務部分完了報告書を作成し、翌月10日までに発注者に提出するものとする。また受注者は、契約期間の最終月にあつては、委託業務部分完了報告書とあわせて委託業務完了報告書を作成し、翌月10日までに発注者に提出するものとする。ただし、提出期限日が土日祝日にあたる場合は、次の開庁日まで延長することができる。

第12条（業務の一時停止）

1 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じた

ときには、業務を一時停止し、ただちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

2 発注者は受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第13条（委託料・消費税・支払い）

1 発注者は、第11条の規定による委託業務完了報告書(委託業務部分完了報告書を含む。)の提出を受けた後、受注者の請求に基づき、請求を受けた日から30日以内に収集・運搬及び処分業務の委託料を支払うものとする。

2 受注者の委託する産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務に関する委託料は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。

3 発注者の委託する産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務に対する委託料についての消費税は、発注者が負担する。

4 委託料の額が経済情勢の変化及び第7条第2項、第12条等により不相当となったときは、発注者、受注者双方の協議によりこれを改定することができる。

第14条（内容の変更）

発注者又は受注者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、発注者と受注者で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第7条第2項、第12条の場合も同様とする。

第15条（臨機の措置）

1 受注者は、産業廃棄物収集・運搬及び処分上特に必要と認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、産業廃棄物の収集・運搬及び処分上緊急やむを得ないと認めるときは、受注者に対して必要な措置を指示することができる。その場合において受注者は直ちにこれに応じなければならない。

第16条（機密保持）

発注者及び受注者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第17条（契約の解除）

1 発注者及び受注者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。

2 発注者は、受注者が次の（1）から（7）に該当した場合は、この契約を解除できる。

- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- （2）個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- （3）法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- （4）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- （5）暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- （6）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- （7）相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 発注者又は受注者から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

- （1）受注者の義務違反により発注者が解除した場合
 - ア 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - イ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
 - ウ 上記イの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用等を、受注者に対して償還を請求することができる。
- （2）発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第18条（業務の調査等）

発注者は、受注者の産業廃棄物の処分が法令の定めるところにより適正に行なわれているか確認するため、その状況について報告を求め、又は、受注者の承諾を得てその状況について調査することができる。

第19条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度発注者、受注者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第20条（業務期間）

この契約は、業務期間を令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、発注者、受注者は各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

受注者